

産業廃棄物収集運搬業許可証

複写

住 所 京都府福知山市土師宮町一丁目17番地

氏 名 大栄アメット株式会社
代表取締役 大田 成幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府中丹西保健所長 阪倉 長 平

許可の年月日

令和 6 年 8 月 8 日

許可の有効年月日

令和 8 年 8 月 25 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- | | |
|------------------|------------------------|
| ①燃え殻 | ⑨繊維くず |
| ②汚泥 | ⑩動植物性残さ |
| ③廃油（タールピッチ類を除く。） | ⑪金属くず |
| ④廃酸 | ⑫ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑤廃アルカリ | ⑬鉱さい |
| ⑥廃プラスチック類 | ⑭がれき類 |
| ⑦紙くず | ⑮ばいじん |
| ⑧木くず | |

以上15種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び①②③⑤は水銀含有ばいじん等であるものを含み、④⑤は水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成2年9月13日：当初許可
平成3年7月1日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①③④）
平成5年7月2日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑦⑧）
平成6年5月17日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：②⑩）
平成7年8月17日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑮）
平成8年8月26日：更新許可
平成13年8月26日：更新許可
平成14年12月27日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑨）
平成18年8月29日：更新許可
平成23年8月26日：更新許可
平成25年1月4日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑬）
平成28年10月24日：更新許可
令和元年6月3日：変更許可（事業の範囲の変更：積替え又は保管を含むものに廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類を追加）
令和3年12月13日：更新許可
令和6年8月8日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：④⑤）
令和7年10月16日：変更届（事業の範囲の変更：積替え又は保管を含むものの廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類の削除）

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行されたものであり、その他の用途による使用は無効とする。

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無